

仮処分決定

当事者 別紙当事者目録記載のとおり

上記当事者間の平成30年(ヨ)第1372号仮処分命令申立事件について、当裁判所は、債権者らの申立てを相当と認め、第三者弁護士鐘築優に債権者らによる共同担保として、債務者らのため各金10万円の担保を立てさせて、次のとおり決定する。

主 文

別紙主文目録記載のとおり

平成30年7月4日

東京地方裁判所民事第9部

裁判長裁判官 小 川 直 人

裁判官 古 谷 健二郎

裁判官 久 屋 愛 理

主文目録

1. 債務者澤田地平は債権者世界平和統一家庭連合に対しては、下記道路上において同債権者の職員ないし信徒らにつきまとうなどして、あるいは、演説以外の方法により大音量の発声をするなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。

記

債権者世界平和統一家庭連合の本部（東京都渋谷区松濤1丁目1番2号

・別紙添付図にて赤で表示）の周囲の道路（別紙添付図にて黄色で表示）

2. 債務者秋月俊三は債権者世界平和統一家庭連合に対しては、前項の道路上において同債権者の職員ないし信徒らにつきまとうなどして、あるいは、大音量を発声するなどして、同債権者の礼拝、集会、研修、会議、及び警備等の業務を妨害してはならない。

3. 債務者澤田地平及び同秋月俊三は、債権者澤田拓也、同大西克彦、及び同江原正則に対しては、第1項の場所において、その周辺につきまとはならない。

以上

これは正本である。

平成30年7月4日

東京地方裁判所民事第9部

裁判所書記官 森谷五月

